

# 都市建設環境常任委員会

## 説明資料

### 第4回 所管事務調査

上下水道事業に関する調査（上下水道局土地  
取得から現在に至るまでの経緯について）

令和4年6月17日(金)

上下水道局 総務課

## 宿題1. 「11号つづり」について

### (1) 前回（令和4年3月15日）開催の所管事務調査における山川議員の 発言要旨

真和志村字天久樋川原1160番地から2203番地までの1043筆の土地所有申請書一式を11号つづりと言うが、その申請書のうち、1203番地から2202番地までの999筆が抜き取られていることについて、確認してもらいたい。

### (2) 11号つづりについて沖縄県公文書館職員への聞き取り結果

「11号つづりという名称の資料については、分からない。」

### (3) 真和志村字天久樋川原の土地所有申請書

2ページから6ページを参照。

### (4) 真和志村字天久樋川原の土地所有申請書の地番が飛んでいること について沖縄県公文書館職員への聞き取り

「地番が飛んでいる理由は、分からない。」

### (5) 真和志村字天久樋川原の一筆限調書

7ページから11ページを参照。

## 宿題2. 林野庁への照会について（戦前・戦後の保安林資料）

### (1) 沖縄県森林管理課への照会結果（第3回所管事務調査提出資料）

12ページを参照

### (2) 前回（令和4年3月15日）開催の所管事務調査における山川議員の 発言要旨

沖縄県森林管理課への照会のみで戦前・戦後の保安林の資料がないと言っているため、林野庁へも資料がないか確認してもらいたい。

第二號

土地所有申請書

樋川原

眞和志村  
字天久

一九五〇年九月  
照合 婚

土地所有申請書

真和志

村 2

字	小	地番地目地積等級	摘	要	所	者	署	名
天久	植川	三三	細	二	島根市	島根	島根	島根

右保證人連署ノ上申請候也

一九四六年十月九日

島根縣市町村字安附一七三

保證人

渡久地政徳

徳

島根縣市町村字安附一七五

保證人

比嘉良保

保

字所有權委員會御中



$\frac{1}{600}$

		湖 湖 水 三 三 三	( 里 三 )	小 地 地 日 地 精

護

岸

文  
筑  
橋  
206  
坪

元  
大  
菜  
場

見  
取  
圖

八島筑盛橋所有

土地所有申請書

字

小字  
系名

地積

地目

地積

等級

摘要

浮

住所

所有

者

署名

署名

署名

天久

福

三三

三

京野

九六

二

号

字

天久

金

城

光

順

真和志村

右係證人連署の上申請候也

五四年

七月二十八日

真和志村天久

看地主

真深田

義二男

真 (Red Seal)

保證人

看地主

保證人

屋富住

太郎

(Seal)

字所有權委員會新中

**PROPERTY ISSUANCE SLIP**  
(EXTRA SHEET)

VOUCHER NO.

ITEM NO.	STOCK NO.	NOMENCLATURE	UNIT		AUTHORIZED ALLOWANCE		ON HAND		PAGE		PAGES	

見取圖

九六	地積	地庫	地中	地番	地号
京野					
三三三三					
三三三三					
三三三三					
三三三三					
三三三三					
三三三三					
三三三三					
三三三三					

0590 0000

20-2

一筆限調書

村志和  
久天  
真字

この資料は当館所蔵資料の写である  
ことを証明します。



令和4年3月  
沖縄県公文書館長



一九四七年七月作製

土地臺帳

宇天久

この資料は当館所蔵資料の写であることを証明します。

令和4年3月

沖縄県公文書館



0000000000

一筆限調書

小字集名	地番	地	積	年数	積	要	進行	自	備
瀬川系	一六〇	墓記	一三		遺地				
	一六一	〃	〃						
	一六二	〃	〃						
	一六三	〃	一六						
	一六四	畑	三三	四					
	一六五	墓記	〃						
	一六六	畑	三三	三					
	一六七	田	一五〇	五					
	一六八	子野	九三	二					
	一六九	〃	四二	二					
	一七〇	畑	二	五					
	一七一	〃	三	五					
	一七二	子野	一五〇	二					
	一七三	畑	六	五					
	一七四	畑	二〇三	四					
	一七五	〃	六〇	五					
	一七六	畑	合	五					
	一七七	〃	合	五					
	一七八	田	三三	四					
	一七九	子野	合	二					

この資料は当館所蔵資料の写である  
 ことを証明します。  
 令和 〇 年 〇 月 〇 日  
 沖縄県公文書館長 証明

0000000000

一筆用紙簿

姓	名	年	月	日	所	備
一八〇	系野	一	〇	〇	...	...
一八一	〇	一	〇	〇	...	...
一八二	地	一	〇	〇	...	...
一八三	系野	一	〇	〇	...	...
一八四	地	一	〇	〇	...	...
一八五	系野	一	〇	〇	...	...
一八六	地	一	〇	〇	...	...
一八七	群	一	〇	〇	...	...
一八八	知	一	〇	〇	...	...
一八九	〇	一	〇	〇	...	...
一九〇	系野	一	〇	〇	...	...
一九一	〇	一	〇	〇	...	...
一九二	地	一	〇	〇	...	...
一九三	〇	一	〇	〇	...	...
一九四	〇	一	〇	〇	...	...
一九五	〇	一	〇	〇	...	...
一九六	〇	一	〇	〇	...	...
一九七	系野	一	〇	〇	...	...
一九八	〇	一	〇	〇	...	...
一九九	系野	一	〇	〇	...	...

この資料は当館所蔵資料の写であることを証明します。  
 令和4年3月18日  
 沖縄県公文書館長 証印

一 筆 限 調 書

品名	数量	単位	備考	所蔵者	備考
植竹	二〇〇	本		五	
二〇一	一	冊			
二〇二	二〇	冊			
二〇三	六	冊			

この資料は当館所蔵資料の写である  
ことを証明します。



令和 年 月 日  
沖縄県立図書館長

## 久高議長提出資料に対する調査結果

## 1 提出資料

問い合わせのあった件(森林法における保安林指定状況)について、  
下記をご確認ください。

※下記一覧は、照会時に提出のあった資料により作成しています。  
誤りがある場合は、ご連絡ください。

## 問い合わせのあった保安林照会に係る筆一覧

那覇市上之屋1丁目 (旧)字上之屋泊後原191	12-1	保安林である	保安林でない
那覇市上之屋1丁目 (旧)字上之屋上之屋原295-2,295-3,295-4,295-5,295-6,295-7	12-2	保安林である	保安林でない
那覇市おもろまち1丁目 (旧)字上之屋上之屋原201	1-4	保安林である	保安林でない
那覇市おもろまち1丁目 (旧)字上之屋上之屋原191	8-8	保安林である	保安林でない
那覇市おもろまち1丁目 (旧)字上之屋上之屋原295-1	1-3	保安林である	保安林でない
那覇市おもろまち1丁目 (旧)字上之屋上之屋原295-1	6-7	保安林である	保安林でない
那覇市おもろまち1丁目 (旧)字天久東原219-2,221-1	8-8	保安林である	保安林でない
真和志村字天久	1380	}	当該地番にかかる資料は 確認できませんでした
真和志村字天久	1401		
真和志村字天久	1417		
真和志村字天久	1434		
真和志村字天久	1435		

また上記のすべての筆については、調査の結果、過去に  
保安林である履歴がなかったことを申し付け加えます。

## 2 確認結果

(1)ヒアリング部署 沖縄県農林水産部 森林管理課 森林保全班

(2)ヒアリング内容

- ①一般的な照会では、地番を特定して照会を受け、保安林台帳等と照合を行い、回答する。
- ②真和志村天久の5筆は、現在の地番が特定できなかったため、保安林台帳で確認できなかった旨回答したものである。
- ③沖縄県の資料等についても、戦争で焼失していたため、1950年代に琉球森

林法に基づき、保安林を指定し、整備してきた。過去の資料があるものについては、指定の日付が明治になっているものもある。

- ④沖縄県が日本に復帰する際に、森林法が適用され、保安林台帳を新しく編集してきたところであり、その年代は1972年以降である。
- ⑤戦前に指定されていた保安林が戦後どのように扱われたかについては、資料がなく確認できない。
- ⑥今改めて指定すると改定した場合、過去の資料があるという条件のみで保安林に指定するのではなく、現状が保安林の要件を満たしているものを指定することとなる。